

プラットフォーム型ビジネスの促進について

経済産業省

2018年12月

プラットフォーム創出を巡る国際情勢について

- 世界では、「ネットからリアル」、「リアルからネット」の2大潮流。日本の勝ち筋は、現場に蓄積された質の高いリアルデータを利活用し、新たな付加価値を創出すること。

ネットからリアルへ

バーチャルデータ利活用で培ったAI技術をリアルデータに展開。

デジタル・プラットフォームの事業拡大

数字は、2018年11月時点の時価総額

	 81兆円	 99兆円
	 44兆円	 7.2兆円
	 1.6兆円	 1.3兆円



リアルからネットへ

強みがある製造業等の産業のノウハウを堅守し、技術を武器に世界へ展開。

国を挙げたリアルデータ利活用

競争力のある産業のリアルデータを活かすためのプロジェクトが進行中。

例：Connected Industries（日）
Industrie4.0（独）

強みである現場の良質なリアルデータの利活用を促進

リアルデータ利活用促進に向けた対応

- **OT（リアル）とIT（ネット）の統合の実現に向け、制度整備やデータ共有基盤となるアーキテクチャの構築支援、エッジコンピューティングの開発支援等**を実施。

<制度的措置>

不正競争防止法の改正

- データの安心・安全な利活用を促進する観点から、データの不正取得などに対する差止め制度を創設。
- 例えば、自動走行車両向けの高精度3次元地図データ等が対象データになりうる。

AI・データ契約ガイドラインの策定

- 事業者間のデータ利用等に関する権利・責任関係を契約上明らかにするために策定・公表。
- AIベンチャー企業も策定に参画。また、プラットフォームを介してデータ取引を行うケースを分析。

コネクテッド・インダストリー税制の創設

- データ連携の取組を認定し、税制措置等で支援する制度（6月に施行した生産性向上特別措置法に基づく措置）。
- 製造ラインのリアルタイムデータを取得・分析する事例などを認定済。

<データ共有基盤・アーキテクチャの構築>

協調領域におけるリアルデータの共有プロジェクトが進行中(予算支援を実施)。今後はOTとITの統合に向け、データ共有の基盤となるアーキテクチャの構築を支援。

プロジェクト（例）

製造プラットフォームオープン連携事業	個々の製造プラットフォーム間をオープンで <u>共通的な枠組みによってつなぐ</u> ことを目的に、企業を超えた共有・利活用の促進、連携に向けた共通辞書の仕組みを構築し、実施。
高精度3次元地図システム構築事業	<u>高精度3次元地図データ共有</u> を行う事業。効率的な地図メンテナンスや <u>自動走行・安全運転支援システムでの利活用</u> に貢献。

<エッジコンピューティング技術の開発>

従来のサーバ集約型のクラウドコンピューティングに加えて、端末機器（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジコンピューティングにより、情報処理の分散化を実現するため、省エネルギーながら高度な処理能力を持つ革新的AIチップに係る技術開発を実施。

データを活用したビジネスを行うベンチャー企業への支援

- 人間とITの接点が音声などに変化していくに従い、デジタルプラットフォーマーも脱広告が進む見込み。そのため、決済サービスやリアルデータ分野のプラットフォーマーの育成を促進する。

＜ベンチャー企業への支援＞

「J-Startup」の取組

- 「プラットフォーム型」の事業者など、日本の潜在力のあるベンチャー企業を92社選定。官民で集中支援（※）。
- 選定類型の一つは「プラットフォーム型」。広告に収益源を依存しない決済等のプラットフォーマーも選定（Origami（決済サービス）、メルカリ（中古品売買プラットフォーム）等。）

※政府による支援の例

- ・全ての規模の政府調達への入札の可能化
- ・補助金等の施策での優遇
- ・海外展開サポート
- ・規制のサンドボックスの積極活用

※J-Startupサポーター企業（大企業等）による支援の例

- ・ロボット等の実証実験への協力
- ・自社顧客・関係会社等の紹介
- ・工場空きスペース等の提供・料金優遇

未踏事業による突出したIT人材の育成

- ITを駆使してイノベーションを起こす、独創的で卓越した人材を発掘・育成することを目的に、2000年度から実施。
- これまで、延べ1700名のクリエイターを輩出。

（例）Preferred Networks CEO 西川徹氏
cinnamon CEO 平野未来氏

＜「AIベンチャー×大企業」の促進＞

ファナックとPreferred Networksによる取組を範に、大企業と共同でAIシステム開発するスタートアップを支援。現在、25のプロジェクトを実行中。

FANUC X **Preferred Networks**

製造業向けIoTプラットフォーム「FIELD system」の共同開発。ファナックの提供するロボット等にPreferred Networksの人工知能技術を組み合わせる。



AIベンチャー×大企業のAIシステム開発を予算支援

（例1）  X  **GRID** INFRASTRUCTURE + LIFE + INNOVATION

プラント運転における深層学習、深層強化学習を用いた運転状態予測および運転最適化のために必要なAIモデル・システムの開発。

（例2）  X  **cinnamon**

昭和電工が過去数十年間蓄積してきた手書き文字を含む技術文書を、シナモン独自のAI文字認識技術で電子テキスト化及びデータベース化。

イノベーション促進の観点からのルール整備

<イノベーション促進のための規制の見直し>

① 規制のサンドボックス

- AI、IoT等の革新的な技術やビジネスモデルの実用化の可能性を検証し、規制の見直しにつなげる制度。
- 生産性向上特別措置法に基づき2018年6月に創設。

② 規制の見直し

(1) オンラインの本人確認手続きの簡素化

FinTechへの対応のため、2018年11月、犯罪収益移転防止法施行令を改正。本人確認の手続きを緩和しオンラインで完結可能に変更。

(2) プラットフォーム型ビジネスの台頭を踏まえた規制の見直し

経済産業省の有識者会議における議論

事業者のニーズ	考えられる対応の方向性
信用能力調査プロセスの迅速化	信用能力調査項目の柔軟化・申請手続きの合理化
資金移動業の100万円上限の見直し	銀行が専業としている100万円超の送金の資金移動事業者への開放

未来投資会議 産官協議会で検討中

<一国二制度の解消>

イコールフットイングに向けた国外事業者への日本法令の適用

① 越境ECにおける消費税の課税

<国境を越えた役務に対する課税>

- 国内事業者がECで書籍等を提供する際は消費税がかかるが、国外事業者の越境ECに消費税がかからない。



<解消施策>

- 消費税法を改正し、2015年より越境ECも消費税の課税対象へ変更。

② 越境ECに関する安全関係法の適用範囲

<製品安全制度のグローバルな違い>

- 各国の文化・風土に根ざして製品安全関連制度は構築される。結果、各国間の製品規制は異なっている。
- 目下、日本では越境ECの拡大に伴い、製品安全関連法(国内法)抵触が疑われる国外事業者の事例が増加。



<解消施策>

- 日本では、2018年、「電子商取引準則」(※)を改訂し、海外事業者であっても国内に製品安全関係法に適合しない製品を流通させる行為は同法の適用対象になると整理。

※越境ECの拡大に伴い、相手国のルールにも留意していくことが重要。

今後、法とコードを再定義・再構築し、イノベーションが阻害されないルールの在り方を検討